

東京府
小学生徒心得
全

K110.1

35.1

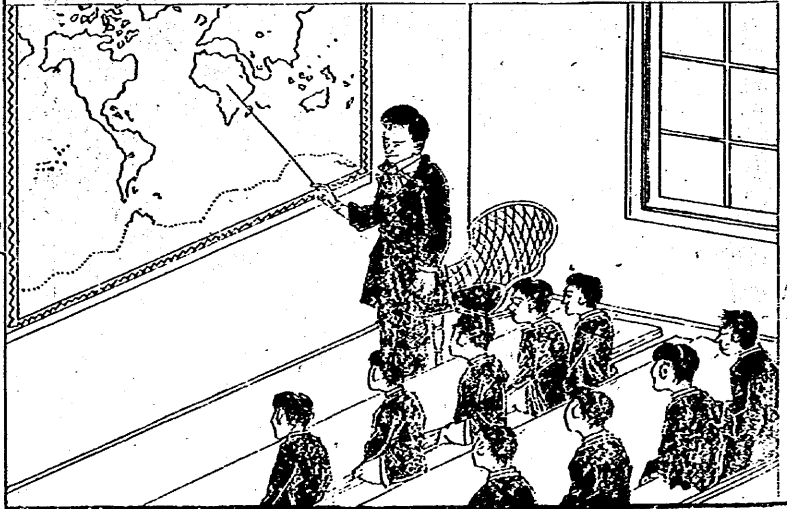
K110.1
35.1

東京府
小學生徒心得

全

K110.1
35.1

正しく一常ふ學業
 のり、第一身の行と
 されば生徒たるも
 道と立つるにあ
 頼らずして、自らの
 め、才藝と長し、人
 徒心得
そを他
き、身と脩
し、人
の



と勉勵し、將來の幸福と受る様、心懸ること肝要なり

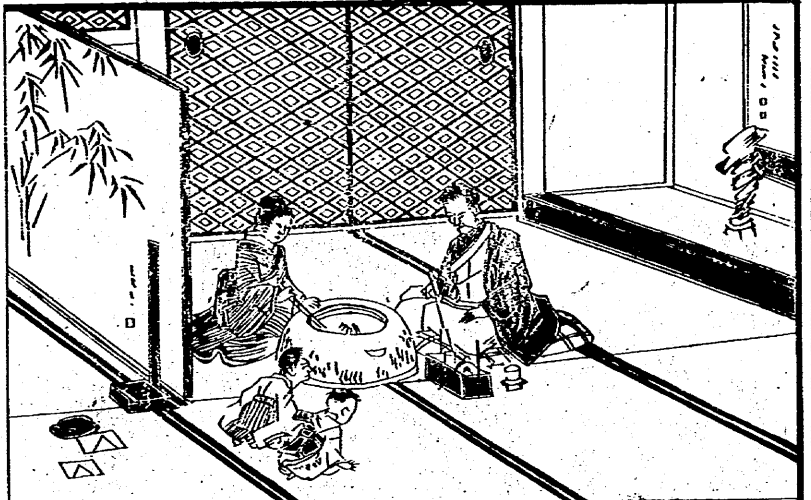
第二條

常ふ舉止言語と慎み、一意に教師の指揮に従ひて教を受くべし、苟且も粗暴の振舞をなし、他生の嘲笑やうけざり様、心づくべし

第三條

教師に、我に學術と授くる恩人なり、常ふ敬禮の意と失ふべからざり

第四條



朝ありかならむを早く
 起きき先衣服を着
 替かへ顔と手を洗ひ、
 口を漱き髪を櫛かり、
 而して後簿えび長ちやう
 禮れいをふして、其安否い
 と伺かふべし、

第五條

毎朝食事終れば、學
 校へ出る用意をな

し、教場にて用ゐらるべき、書物石盤等と、取り落
さるる様を致さべし、

第六條

學校へ登らばき、刻限を、課業の始る刻限の、十
分前たるべし

第七條

學校に至れば、先扣所に入り、行瀟と我坐席
に置き、教師の差圖を待ちて、教場に入りべし、
決して高聲遊戯など、爲さばからず、

第八條

教場に入りて席に就くとき、教師に敬禮を
行ふべし

第九條

若事故ありて、出校の刻限を後れたるとき、
其由を教師に告げて、差圖を受くべし、

第十條

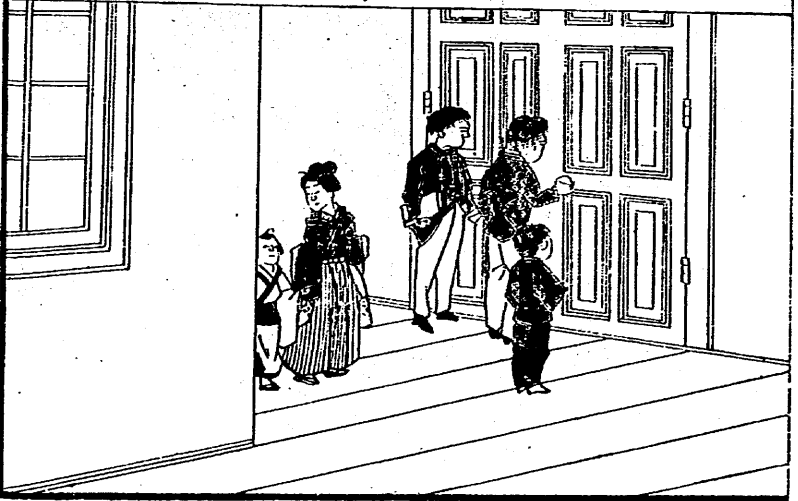
教を受るとき、勿論、總て我意我慢と出さべ
からず、教場にて己の意を述べんと欲せば、右の
手と揚げて其意を知らしめ、教師の許可を受
けて後、れたやかよ言すべし、

第十一條

教師に告ぐして、み
たりぬ教場の出入
を、ふそべからず

第十二條

障子襖の開閉、静
におし、書物器械、
可憐な取扱ひ、
せとる様、又行厨
静に食し、人と湯茶



と争ひ、或は衣服など濡さぬ様、注意すべし

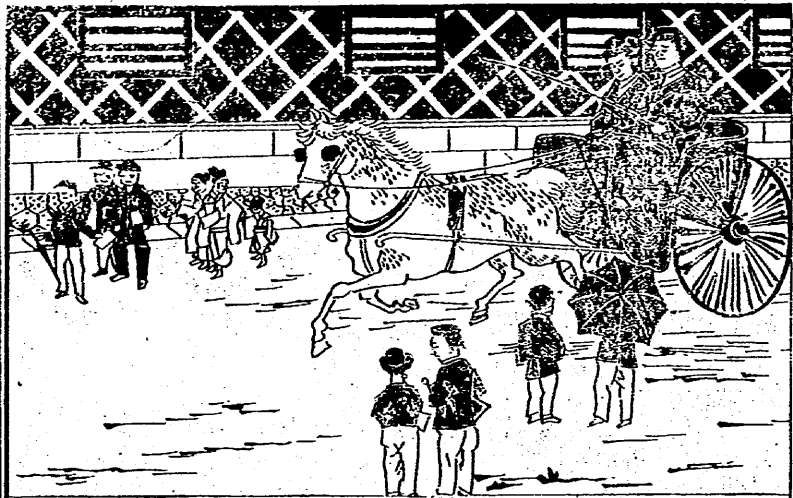
第十三條

教場へ於て、書籍石盤等々、出し納れずと
き、響の聞えざる様、注意し、又壁埃其他
の物へ濫書し、又は外見雑談をふすべからず

第十四條

學校へ往返する途中に於て、遊び戯るべから
ず、若車馬等を行逢ふとき、其通り過るを待
ち、決して其前を馳過ぐべからず

第十五條



自宅へ歸りたるとき、
 他出するるとき、
 其由と尊長に告
 り、敬禮をなすべし
 但學校より歸り
 たるときは、必
 日課優劣表を、尊
 長に示すべし
 第十六條
 雨天のときは、別し

て傘はきものど取揃へ置き、退校のときは、
 揃ふき様注意すべし

第十七條

學文とふそとも、身體健康ふらざれば其詮な
 かりべし、常ふ左の條件を守りて、自ら病を招
 くべからず

第一

課業畢了毎ふ、體操場へ出て、
 運動をなすべし

第二

運動をなそとも、
 度小過ぐべからず

第三 熱き湯茶

と、強て飲むべからず

第四 字と寫し

算と學ぶ、と曲げ胸と屈かたむね體たい

びべからず

第五 雨天傘

おくして歩あ行いず



第六 冠物かんぶつふくして、炎天えんてんと冒かぶし、た蹴お

促おそふして、雪中ゆきなかへ行いくべからず

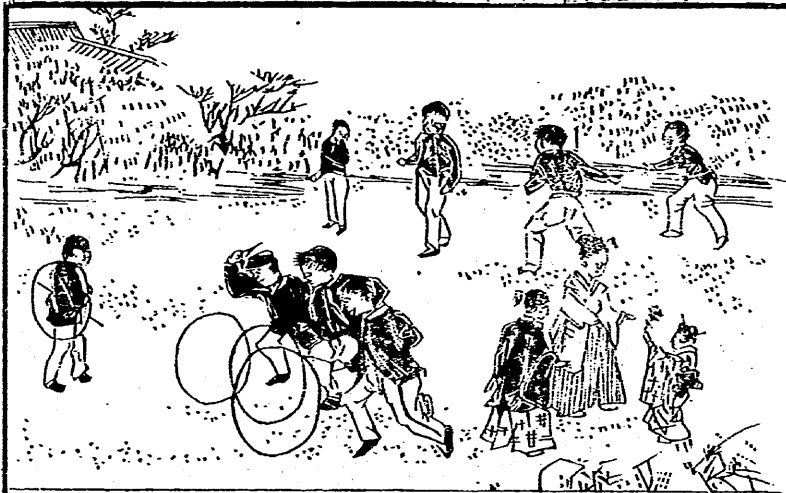
第十八條

急いそぎいふい覺かくんとそるときハ、却かえて忘わすれ易やすきもの
かれバ、一事ひとことと覺かくえて後あと、一事ひとこと不ふ移うつる様よう不ふ心こころ掛か
くゞし

第十九條

覺かくえ惡わるきとて決かして倦うみ急いそるべからず、怠おろそら
ず勉べん強きやうするときハ、自然しぜん不ふ覺かくゆるものなり、
但其日教そのひのしやくと受うけとこ、退校たいがうの後のち、尊長そんぢやうの前のまへ

K110.1



みて復讀と爲す
べし

第二十條

朋友と睦しく交り、
決して不敬不遜の
振舞あつべからず、
又人と誹謗そべか
らず
人より争ひと仕懸

第二十二條

るとも決して之と争ふべからず其由を教師
に告に指示と受くべし

第二十二條

導敬をべき人又の知己の人に出逢とき、
子と脱て敬禮をなすべし

小學生徒心得終

定價金三錢

